

平成27年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第9日（平成27年 6月30日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 8番 | 西原強志君 |
| 9番 | 永野裕夫君 | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君 | 12番 | 武藤清君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 伊藤牧子君 |
| 議事係長 | 池正澄君 | 主幹 | 出口直人君 |
| 主事 | 戸田亜由君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |       |                  |       |
|----------------|-------|------------------|-------|
| 市長             | 泥谷光信君 | 副市長              | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 山本豊君  | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 野村仁美君 |

|                   |         |                              |         |
|-------------------|---------|------------------------------|---------|
| 企画財政課長            | 早川 聡 君  | 総務課長                         | 木下 司 君  |
| 危機管理課長            | 横畠 浩治 君 | 消防長                          | 田村 光浩 君 |
| 消防署長              | 上原 由隆 君 | 健康推進課長                       | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長            | 徳井 直之 君 | 市民課長                         | 二宮 真弓 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長 | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長                    | 横山 周次 君 |
| 観光商工課長            | 岡田 敦浩 君 | 農林水産課長                       | 文野 喜文 君 |
| 水道課長              | 田村 和彦 君 | じんけん課長                       | 田村 善和 君 |
| しおさい園長            | 中島 東洋 君 | 収納推進課長                       | 倉松 克臣 君 |
| 教育長               | 弘田 浩三 君 | 学校教育課長                       | 中津 健一 君 |
| 生涯学習課長            | 中山 優 君  | 教育センター所長兼<br>少年補導センター<br>所 長 | 弘田 条 君  |
| 選挙管理委員会<br>事務局 長  | 沖 比呂志 君 | 監査委員事務局長                     | 小松 高志 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から、平成27年土佐清水市議会定例会6月会議第9日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 10時なので、こんにちはでしょうか。こんにちは。岡本です。

今回もこれまでと同様、市民の住みよいまちづくりと市勢発展の一助となりますよう、その思いを込めて一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず1つ目のしおさいについてです。しおさい園長にお伺いをいたします。

今年に入ってからも、新聞報道等にありましたが、しおさいで誤薬事故が続いているということで、多くの市民より不安の声が寄せられているわけですが、このような事故が続いてしまう状況を園長はどのようにお考えでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） おはようございます。

事故が続いていることについて、まずはじめに、6月12日付の新聞報道にもありましたように、4月5日の夕食時に薬の誤配があり、利用者様とご家族の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことに対し、この場をおかりしまして深くおわび申し上げます。

私の管理監督不行き届き、指導力の不足で、このようなたび重なる誤薬事故を起こしたことは、深く反省をし、事態を重く受けとめ、市民の皆様をはじめ、議員の皆様にも深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

今回の誤薬事故の原因につきましては、服薬介助マニュアルを遵守しなかったことが最大の原因であると考えます。本来ですと、看護師と介護員が2人1組で配薬・服薬介助を行い、確実に服薬できたかを確認して、次の利用者に移るべきところを、服薬介助担当の介護員が看護師と離れ、居室配膳の利用者様の御膳へ事前に配薬したまま持ち場を離れたことが原因の1点目に挙げられます。その後、その膳を別の介護員が同姓の別の方に誤って配膳をし、その際、薬が膳に乗っているのであるから、さらに名札と利用者の確認をするべきところを怠り、そのまま服薬介助したことが原因の2点目であります。

いずれにいたしましても、服薬介助マニュアルを遵守していれば起こることのない事故でありました。深くおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） わかりました。原因については、マニュアルの遵守ができていなかったということで、これまで同じような事故、違うのもあったかもわからんですけど、事故が続いているようなのですが、事故防止やサービス改善への対策はどのように考えていますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えいたします。

その対策を講じているかのご質問ですが、誤配薬をはじめ、転倒や骨折などの事故が発生した場合は、事故検討委員会を開いて原因分析、今後の改善策等を検討しております。

その結果については、朝の引き継ぎや朝礼、文書の回覧、庁内メール等で職員には周知をし

ておりますが、この6月8日と22日の2回、職員全体研修会を開催し、配薬・服薬介助について、看護師による実演指導を行いました。その際には、介護員からいろいろと意見が出され、介護員によっては文書の解釈がまちまちであることがわかりましたので、今後は、実演や事故の再現シミュレーションなど、職員全員が統一した認識を持てるような工夫をして実施したいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 6月に入って2回、研修会というか、全体会というか、開いたということですけど、了解いたしました。

ただ、先日、私がちょっとしおさいのほうのお話を伺いたいなということで、介護員の方にコンタクトをとったんですけど、そのときにちょうど介護委員会があるということで、しおさいまで僕も足を運び、お話を伺ってきたところですが、会の中では事故防止に向けての対策とか、しおさいの利用者の立場に立ったしおさいのあり方に対して、本当に真剣に考えられている介護員も多数おったように思います。

ただ、このような事故が続いてしまうのは、介護員の中でも意識統一がさっき言われてたようにできていない部分があるのではないかと思います。また、介護サービスに対する意識のばらつきもあるように、そのとき思いました。

あと、そのとき聞いた話ですけど、今までは毎食事、食事の時間帯には、朝・昼・晩と看護師がついて服薬介助を行っていたということですが、今現在、改善されているかもわからんですけど、そのときは朝食のときには、看護師が勤務しておらず、朝食時の服薬介助が看護師がいないまま、介護員任せになっているという状況があったということで、そのようなことから、事故発生のリスクは高かったのではないかと考えます。

あと、ちなみにですけど、隣の千寿園と大月荘にも一応話を聞いたんですけど、やっぱり看護師が毎食事、ちゃんとして服薬介助を行っているということでしたので、看護師がいないということは問題かなと思ったわけですけど、今月2回の研修会、全体会と言われてましたけど、私が調査をしたところ、介護員はその2回の研修会には事故の検証がなされただけで、検証といっても、こういうことがありましたよという通知のような感じの、それがなされただけで、今後の改善についての意見、そういった意見に対しても、そのとき明確な回答はなかったということ聞いております。

それで、また具体的な対応策までの話し合いはされなかったということで、余り身になっていないような感覚があるようです。それで、介護員の方は、これまでも事故があるたびに、介

護員だけではなく、看護師も厨房も事務職も、しおさいの職員全体、施設全体としての情報を共有して、同じ意識で問題解決に向けて検討していくべきではないかという考えで、何回も全体会を開いてほしいという起案書を出しているにもかかわらず、なかなか全体会を開いてくれないと言われております。

そのように介護員は、自分たちが望む全体会は開かれていないとの認識ですので、そのあたりをしっかりと話し合い、意識のずれをなくしていかなければ、本当の改善策にはならないと考えます。

事故防止や、よりよい介護サービスについては、現場の職員の意見も重要ではないかと考えますので、今の意見を今後に活かしていただければと思います。

次の対策が遅いのはですけど、今月に入り2回研修会をされたということですが、事故があったのは4月ですよね。その間、ちょうど日にち見たら2カ月ぐらい大体あいているんですけど、やっぱり事故があった後すぐ検証したり、研修会とか開いて、対応をしていないと、2カ月もたってから2カ月前のことをやるというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思ったんですけど、危機管理意識がちょっと薄いのかなという正直なところ思いました。この対応が遅いということに関しては、どういった見解でしょうか。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えいたします。

対応が遅いという議員のご指摘ですけれども、誤配薬、転倒・骨折などの事故が発生した場合、まずかかわった職員が事故発生報告書を作成しまして、それをもとに事故検討委員会を開催し、原因分析、対策の検討などをいたしております。その結果は、先ほどもお答えいたしましたように、朝の引き継ぎや文書の回覧、庁内メール等で周知しております。4月5日の誤配薬事故について申し上げますと、4月9日に事故検討委員会を開催してございまして、対策を検討いたしました。4月16日には、主任会を開催し、服薬介助等の業務マニュアルの改善、変更について話し合いを行い、その結果は主任からほかの職員へ伝達するとともに、庁内メールで周知しております。

5月20日の運営委員会でも、服薬介助を含む業務マニュアルについての改善について話し合い、その結果は各委員長を通じて議員へ伝達するとともに、庁内メールで周知しております。その結果、先ほど申し上げましたように、6月8日、22日の職員全体研修会で、事故の再現シミュレーションと看護師による実演指導を実施することとなり、職員67名中57名が参加しております。

今回、事故からの全体研修までの日があいておりますが、先に申し上げましたように、この

間に事故検討委員会や主任会、運営委員会等で対策を検討しておりまして、その結果は随時、周知してまいりました。その集約として、6月の全体研修を開催したもので、しおさいは変則勤務の職場という性質上、なかなか職員が一堂に会することが困難なことから、このように時間がたちましたことをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） わかりました。何もしなかったわけではなくて、ちゃんとしているということで了解をいたしました。

ただ、僕が調査したところによると、周知をしているということだったんですけど、やっぱり事故を知らない職員も多数いるということもありましたので、そのあたりを再度検証していただいて、また取り組んでいただければと思います。

事故があった場合に、すぐに原因を突きとめて対応していかないと、時間があけばあくほど、ミスに対する意識も薄れていくと思いますので、早目の対応をお願いいたします。

事故が起きてからでは遅いと思いますので、起きないためにはどうしたらいいか、現場で直接利用者の方に携わっている介護員の情報というのは、すごく重要ではないかと考えます。なかなか大きな施設で、100人程度の入所者がいて、それでその大半というか、多くの方が認知症の方がいるということで、なかなか大変な施設、仕事内容だなどは思うんですけど、そのあたり、施設長である園長が責任を持って、しっかりと指導していただき、さまざまな事故の根絶はもとより、市民が安心して利用できる、よりよい介護サービスに向けて取り組んでいただきたいと思います。頑張ってください。応援しています。

続いて、市長にお伺いをいたします。

しおさいの今後の運営についてですけど、以前、民営化も視野に入れて検討されているということで伺っておりますが、民営化についての市長の見解をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私が市長に就任して以来、この議会の提案理由の中で、3回このしおさいの誤薬問題で市民の皆さん、並びに議会の皆さんに深くおわびをしたところであります。

また、今議会の冒頭でも、まずこの誤薬問題について陳謝をし、おわびをしたところです。

私の見解ということですので、これまでの経過についても詳しく、少し時間をとって説明をさせていただきます。

しおさいの民営化という問題は、これは今に始まった問題ではございません。20数年来の

議論をしていた経過があります。当時まだ直営だった身体障害者療護施設太陽の家、浦尻にこれはあったんですが、その施設とあわせ、行革の一環として常に検討してきた経過があります。ご承知のとおり、既に太陽の家は、平成16年12月1日に民営化になりました。以来、しおさいについても、行革推進本部では、引き続き民営化を推進するよう、答申を受けておりましたが、今日に至っております。

私が市長になってからは、議会においては平成25年9月議会において、橋本議員が新しい公共としての指定管理者制度について言及しておりますし、最近では、土佐清水市行革推進本部の中にしおさい管理運営検討部会が設置され、また同時に高知県幡多福祉保健所、市内の医療法人や社会福祉法人、地域包括支援センター、さらにはしおさい職員や職員組合代表、それに企画財政課長、総務課長、健康推進課長、しおさい園長で組織する特別養護老人ホームしおさい経営改善検討委員会で、これまで平成26年2月21日の第1回会議から、平成26年11月28日の第6回会議までの計6回の会議を開催し、熱心に検討していただきました。検討結果の報告は、昨年平成26年12月3日に受けております。それによりますと、まずしおさいの現状については、しおさいの経営が逼迫している主な原因としては、1つ、人件費が歳出の8割を超えている。2点目として、入所者の高齢化、重度化により、体調不良で入院される方が多く、歳入の減少を招いている。3点目として、今年築20年を経過しましたが、施設、設備、備品ともに老朽化しており、買い換え、修繕が増加している。この3点を挙げた上で、人件費については平成25年度の指定介護老人福祉施設事業特別会計と介護サービス事業特別会計の決算状況において、歳出に占める人件費の割合は、それぞれ82.2%と79.2%、全体の8割を超えている状況である。民間施設の人件費比率は65%前後と言われており、全国平均は59%、ですから、それを大きく超えている、そういうふうな状況、しかしながら、そのうち平成26年度の職員数は71人、事務所、洗濯パート職員以外の職員数は61名であり、さらに61名のうち正規職員は34名、臨時パート職員は27名であり、実に総数の44.3%が臨時パート職員で構成されている。また、基金の状況については、平成24年度末の基金残高は事業基金が1億3,470万2,000円という状況であり、平成25年度末の基金取り崩し額4,133万5,000円を差し引くと、基金残高は9,336万7,000円、今後も介護報酬の減額や人件費の上昇等により、基金取り崩しが必要であり、この2、3年で基金が底をつくことが予想される。なお、平成26年度末の基金残高はさらに減少して、わずか6,718万5,000円であります。

さらに老朽化による維持修繕等の増加が年々見込まれることから、ますます赤字経営が余儀なくされることが予想され、独立採算での施設経営が求められる介護保険施設としては、大変厳しい経営状況であると分析をしております。

そして、この検討委員会のまとめとして、人件費削減という最大の課題を解決できないことにより、現在の経営体制による抜本的な経営改善を進めることは厳しい。今後、当委員会で検討された歳出抑制策の実施や経営体制のあり方を市として検討し、経営改善の取り組みを進める必要があると結んでいます。

これを受けまして、平成27年1月13日付で行政改革推進本部より、検討事項最終報告として、しおさい経営改善検討委員会での検討結果では、経営を圧迫している最大の要因は、人件費比率が80%を超えるという余りにも高い人件費であり、人件費削減という最大の課題を解決できない限り、独立採算での経営は不可能で、一般財源を投入するか、民営化しか方法はないとの結論でありました。

この結果を受け、民営化を視野に入れるとともに、職員の処遇も含め、今後の方策について検討していく、こういう答申を受けたところでございます。

内部的には、相次ぐ誤薬事故の問題もあります。発生するたびにその都度、私や副市長が職場に入り、厳しい訓示や指導を行うとともに、服薬マニュアルの改善等を行ってまいりましたが、残念ながら昨年度も2件発生したにもかかわらず、今回もまたもやあってはならない事故が発生いたしました。この相次いで発生する事態に対し、幾度となくマニュアルの徹底を訴えてきただけに弁解の余地はありません。市民の中には、もはやこの組織は自浄能力はないと厳しい怒りの意見も寄せられているところであります。

提案理由でも説明いたしました、しおさいは幡多広域市町村圏事務組合立により、昭和48年に設立、現在の施設は平成7年に建設され、そのときには私も副市長も職員組合の代表としてお年寄りを車いすに乗せて、そして、引っ越ししたという経験も持っております。このしおさいも今年度中に本市へ無償譲渡される予定であります。繰り返しになりますが、経営管理運営につきましては、これまでの検討会や行政改革推進本部の答申を尊重した上で、民間委託や指定管理も含め、入所者のための組織へ生まれ変わるために、抜本的な改革を断行しなければならないと決意しているところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。
(2番 岡本 詠君発言席)

○2番（岡本 詠君） わかりました。

なかなか今言ってどうこうできる問題ではないと思うんですけど、民営化された場合のメリット・デメリットってあるのかなと思ったんですけど、もしわかれば、お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。
(市長 泥谷光信君自席)

○市長（泥谷光信君） もはやこのデメリット・メリット、今説明したように論ずるこの時点ではないということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。
（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解しました。

それでは、次の地域住民との交流についてですけど、これはこの前お話を伺ったときに、職員の方から出た声でして、これまでしおさいでは、地元の小学生の播陽小学校ですけど、子どもたちとのふれあいや、地元の以布利の方たちの交流が続いているということで、これは本当にお年寄りと子どもが触れ合ったり、地元地域の人との交流があるということは、本当になかなかいいことだなと思ったんですけど、もしも民営化される場合には、このような地元住民や子どもたちとのふれあい、取り組みがどうなるのかなという不安になっているという声を聞いて、質問させていただくんですけど、なかなか将来のことなのではっきりわからんと思いますけど、もしわかれば、お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。
（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 地元との交流というのは、本当に大事なことだと思っております。これまでしおさいでは、議員ご指摘のように、播陽小学校の児童との交流のほか、以布利地域の皆さんとの交流、また、避難訓練、これも災害時に一時避難所、備蓄品の保管場所として旧さざなみを活用するという方向で進んでおりますので、そういった面でも、やはり交流は大事なことだと思っておりますし、これまでの納涼祭や敬老会では、家族はもちろんのこと、以布利・大岐の皆さんとの利用者との交流も図ってきたところでありますので、そのような先ほども言いましたように、地域とその施設との交流の場は大変大切なことだと考えておりますので、先に民営化になった太陽の家でもしかりです。ここと同様にたとえ民営化になっても続けていくということを前提として考えていきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。
（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解です。ありがとうございます。

そしたら、次は公的施設としてのしおさいについてですけど、今、民営化に向けて、なかなか今の状態での施設の維持というのが、本当に難しい状態というのを聞いた上で、この質問をするのはちょっと無理難題を押しつけるのかなと思うんですけど、一応、意見ということで、市民の間でも、なかなか今、不透明というか、情報が公開されていない状態だと思うので、不安になっていると思うんですけど、民営化についての不安の声が出ております。例えば、しお

さいが公的施設でなくなると、料金が高くなって利用できなくなるんじゃないかというような声や、これは確か大浜の議会報告会でも出てました。あとしおさいに入所している方が体調を崩して病院に入院をしたときに、現在だと退院してもまた入居できるように、大体2カ月ぐらい、ちょっと多目に見て3カ月ぐらいは部屋をあけて待っててくれるということです。その間、しおさいには、一切利用料は入りません。そのあたりも経営難の原因の一部ではないかなと思うんですけど、これは本当に市民にとってはいいサービスだなと思うんですけど、待っててくれるので、部屋をあけてても帰る場所があるということで、安心して入院したり、治療ができるということです。これは公的施設だからこそ、できるサービスであると考えます。それが民営化になった場合、一旦出てしまうと、またそこで打ち切られて、新しい人を入れるために再入居が困難になるのではないかという声もあります。そういった市民の思いや入居者や家族関係者、実際に現場に携わっている介護職員の多くが、今後も民営化ではなく、公的施設としてのしおさいを求めておりますが、このことについて市長の見解をお伺いいたします。なかなか今、聞いたところで、答えは出ていると思いますけど、よろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 岡本議員は当然この制度、仕組みについてはわかっておられると思いますので、そのようなことはないということはわかった上での質問であると思います。ただ、市民の中には、そのように利用料が高くなるとか、サービスが低下するとか、そういう誤った認識の方がおります。また、そういった間違っただけの情報を流す人もおられるようです。しかしながら、ご承知のように、しおさいの利用料は公営だから安いのではなく、介護保険制度で運用されている特別養護老人ホームにあつては、公的施設であっても民間の施設であっても、基本的には同一の料金体系となっております。これはどの説明会でも説明しているとおりであります。なぜならば、利用料は介護報酬で決まっております。特別養護老人ホームであれば、公営でも民営でも全国どこでも同じ料金です。ぜひそのような間違っただけのことを言う人がおれば、ぜひご指導をお願いしたいと思います。

また。病院に入院したときのことを心配しているようですが、これから民営化を検討する中で、公的施設の優位性、また民間ならではのサービスの提供のあり方というのがあると思います。それらを総合的に勘案した上で、より高いこの特別養護老人ホームというのを目指すべきだと私は考えております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） ありがとうございます。そうですね、間違っただけの情報が流れているとい

うことで、なかなか市民の人も不安になっているかなと思うんですけど、ちょっと今、市長の話聞いて安心をしました。ありがとうございます。

次の人件費について、なかなかだいぶ昔から大変な状況にあったということを先ほど聞きまして、支出の8割を人件費が占めているということで、10年ぐらい前にはこれが予想がついていたのではないかと思ったところですが、この人件費の対策については、何かあったのかと思ひまして、お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 済みません。先ほどの答弁で抜けておりました。公営で残してほしいという声、これについては、どういう理由で残してほしいのか、どういうそれに対して、どういう点なのか、その抽象的な表現ではなくて、具体的な個々の事例を挙げていただいて、そのことについて詳細を聞いた上で、丁寧に説明をしていくことで、そういうことが必要だというふうに考えておるところであります。

人件費についてであります。

先ほども答弁したように、この問題はここに来て降ってわいたような問題ではございません。これはかなり以前からの課題として問題視されておりました。本当に民営化というのは20数年来の課題ということをご理解を願いたいと思います。

平成12年、それまでの措置制度から今の介護保険制度、これに移行されて、この介護保険制度というのが確立されました。なお一層、このことによって人件費抑制というのは、公的施設に限らず、全ての施設で最大の課題であります。検討委員会の中でもしおさいの給与実態を知った民間の委員からは、驚きの声があがっておりました。そういう状況にもかかわらず、この数年間、この問題を先送りしてきた経過がございますし、今の状況を見たときに、これ以上、先送りするわけにはまいりません。

民営化の理由が経営状態の悪化との指摘ですが、人件費のほかにもこれまで答弁したように、介護員の実に44.3%が臨時パート職員であり、同じ仕事をしていながら、2倍、3倍にも及ぶ賃金の格差の問題、事故対応やマニュアル徹底など、職員の意識改革、人員配置やサービス面など、さまざまな問題を抱えているというふうに私は認識しております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解しました。

人件費の件については了解いたしました。

先ほどの答弁いただいた公的施設を残してほしいという答弁についてですけど、またしおさ

いの中でそういった声が多いようですので、あとまた市民の方とか、利用者の家族とか、1回、市長とか市のほうでも直接お話を伺う場を設けていただけたらと思います。

次の園長の資格についてですが、これは人事のことなので副市長にお伺いをするところだったのかなと思うんですけど、市長の見解も含めてお伺いをさせていただきます。

今の園長を指してどうということではありませんので。特別養護老人ホームの施設長については、厚生労働省の中で資格要件が省令に規定されております、①社会福祉主事資格者、②社会福祉事業に2年以上従事した者、③全社協講習修了者とされています。この資格要件を満たした上で、これまでの歴代の園長は、資格要件を満たした上でその職に就かれていたのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 特別養護老人ホームの施設長についての資格、これは特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）では、第5条職員の資格要件、特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、これは社会福祉主事資格者をいいます。

もしくは、社会福祉事業に2年以上従事した者、またはこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない、こういう規定がございます。この資格要件をもとに、歴代の市長は園長の任命に当たっては、園長としての能力を有すると判断し任命しておりますし、歴代の園長を見ても、どの方も市役所幹部としての識見を持ち、社会福祉主事の資格は有しなくても、同等以上の能力を持っていた方ばかりだと認識をし任命されたというふうに認識しております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） わかりました。

今、能力が認められた人が園長に任命されているということで、間違いはなかったのかなと思いました。

ただ、ここでいう厚労省の省令は、法的に義務はないようですので、それらの資格要件を満たしていないと園長の職に就けないというものではありませんが、この資格要件には重要な意味があると思います。事故が続いているしおさいの現状を見ましても、この資格要件を満たし、危機管理や介護サービスに精通した方が園長の職に就くべきだと考えておりました。今、市長の答弁を聞いて、そのあたりがはっきりしましたので、安心しました。

しおさいについては、相次ぐ誤薬事故や民営化の不安など、多くの市民が心配をされていま

す。入所者やその家族をはじめ、市民の声や一番近くで利用者にかかわっている現場職員の声なども聞いていただいて、よりよい介護サービスに反映できますよう、お願いを申し上げます。

以上で、しおさいについての質問は終わります。

続いて、2つ目の再生可能エネルギー事業の影響についてに移ります。

大岐地区における計画について、皆さん、清水の方が多いと思うので、ご存じかと思いますが、本市には大岐の浜という美しい浜があり、県外からも海水浴やサーフィンなどを楽しむ多くの観光客が訪れています。

また、ハワイのカウアイ島のハナレイという場所や、今は開発が進んで、昔の良さが無くなってしまったと言われてますが、ロンボク島のクタビーチの20年前の姿に似ているということで、本当に多くの方が大岐の浜に訪れています。

また、ナショナルジオグラフィックのスタッフが訪れた際には、この大岐の浜を見て、こんなビーチはそうないと。世界屈指やという声を発せられたと、言われたという話も聞かれます。このように大岐の浜は透き通った海や白く美しい砂浜ももちろんですが、浜の周りには人工的な建造物がほとんど見えず、手付かずな自然の中にあり、山や緑に時折々の空と青い海がマッチして映し出す、素晴らしい景色が最大の魅力だと思います。

私たち地元の間人は、ずっと小さなころからここで育っていますので、それが当たり前のように見えていて、大岐の浜の魅力がわからないかもしれませんが、よそから来た人がみんな感動して、人によってはここに移住をしたいと、移住してくるぐらいの魅力を持っています。大岐の浜は移住促進をしてないんですけど、大岐の浜にひかれて移住を考える方は多いのではないのでしょうか。

それとまた、この前会った方なんですけど、関西から来るサーファーの方で、大岐が大好きだからとこの土佐清水市にふるさと納税をしてくれている方もおりました。このように多くの方に愛されている大岐の浜ですが、先日の高知新聞にも取り上げられておりましたが、その大岐の浜に隣接する山林を25ha切り開き、13メガにも及ぶ四国で2番目に大きな規模のメガソーラー建設計画があると聞いた地元の住民をはじめ、地域の関係者や全国のこのことを危惧する多くの方より反対の声が上がっております。

環境課長にお伺いをいたします。

山林を切り開くとなると、自然破壊はもとより、汚泥の流出やそれに伴い、海洋汚染や生物への影響など、さまざまな問題が懸念されており、反対運動が起きていますが、このような状況を見て、本市としてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 大岐地区のメガソーラー計画につきまして、先般の高知新聞に大岐メガ地権者同意撤回へという見出しで、山林約25haを造成し、出力約13メガワットの大規模太陽光発電所計画の予定地を所有する企業の社長が、地元説明会を開き、混乱を招いたことを住民らに謝罪した上で、経済産業省に提出した事業への同意書を撤回する方針を示したと載っております。

本市の環境課長としましては、再生可能エネルギーを推進するという立場と環境保全という職務の双方を所管しておりますので、一番には地域住民の生活環境と自然環境を守りながら、あわせて再エネの推進をも図っていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） この前、環境課に行ったときに、要綱を定めているということなんですけど、その要綱についてお伺いをいたします。

その目的と大まかな内容と効力、これについてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 現在、本市には、議員提案による土佐清水市再生可能エネルギー基本条例がありますが、議員ご承知のとおり、この条例の趣旨は再生可能エネルギーの普及、推進であります。

今回の指導要綱では、再生可能エネルギー発電設備の設置を適切に誘導することにより、新エネルギーの導入を推進するとともに、良好な自然、景観及び生活環境との調和の確保と設置区域及びその周辺地域における災害の防止に資することを目的としております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） わかりました。

市長にお伺いをいたします。

このような地域の混乱があるわけなんですけど、このような状況を市長はどのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 大変危惧をしております。新聞報道によると、白紙撤回ということを知っておりますので、ほっとしているという率直な気持ちはそういうことなんですけど、やはりまだこの全国的にも、こういう問題が頻繁に起こっておりますので、やはり生活環境、自然環

境を守るという観点に立てば、やはり一定の規制なり、そして国の考え方、そういうものの規制強化という観点で、これからは考えていかななくてはならないというふうに、これまでの再生可能エネルギーはクリーンなエネルギーという認識で、市といたしましても、国・県もそうなんですが、直営の再生可能エネルギーの太陽光発電施設を設置したり、環エネ事業で県として市、民間企業との三セクの太陽光の発電施設を設置したり、そういう推進の立場でこれまで、議会もそうなんですが、進んできたその方向は、一定見直していく必要があるのではないかと、いうふうに考えています。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解しました。

次の条例を制定すべきだと思うが、ですけど、今現在、経産省の3月末までのデータによると、土佐清水市における産業用太陽光発電事業、これは10キロワット以上のことなんですけど、設備認定の件数は、認定件数は120件となっており、うち30件は連系済みです。稼働しているということでした。残りのどこに建設されるかわからない90件の事業計画があるわけですが、このような状況の中で、市民より今後、再生可能エネルギー事業と地域のトラブルを避けるための条例をつくってほしいという声が多く、市民よりあがっております。

先ほどの指導要綱ですが、これを制定していただけたのは、本当にありがたいことだと思いますが、ただこれにより、一定の行政指導はできるかとは思いますが、法的拘束力がないとなると、はっきりとした解決法が見えてきません。地元調整の段階で、地元住民との行き違いが起らないように、法的効力に基づくしっかりとした指導ができない状態だと、今後、今回のような地域の混乱やトラブルが生じる場合も出てくるのではないかと考えます。

そこで、こういった再生可能エネルギー事業や、土地を開発する事業に対し、この土佐清水市の風土や住民の考え、地域の実情に合った独自の条例を新しく制定したいと考えております。

この新しい条例の制定について、市長の見解をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど、観光課長から要綱の概略について説明をしたんですが、これは再生可能エネルギーの開発を実施する事業者の責務を明確にしなければならないと思っております。ですから、この要綱では関係法令の遵守はもちろんのことなんですが、周辺の自然環境、生活環境に十分配慮し、近隣の住民とあわせて関係する農業者、漁業者や観光業者、全ての方々と良好な関係を損なわない、それを前提にした地元説明会を開催し、事業内容をはじめ工事、施工方法やその全容を細やかに理解を得てから取り組み進む、このことが大事だという

ふうと考えております。

今、指摘の条例の制定であります。現在、太陽光発電など、国の法律や県の許認可など、法令を遵守して行う土地事業に対して市に規制ができる権限がないのが現状であります。

ただ、高知県には、高知県土地基本条例というのがございまして、10ha以上、ゴルフ場だと5ha以上なんです。この開発事業者に対しては、この基本条例で開発についてさまざまなしぼりがございまして、その中で関係市町村に意見を求め、これを尊重するという項目もございまして。こういう10ha以上のその土地開発については、高知県の条例が適用されるわけなんです。やはり先ほども申し上げましたが、平成22年6月定例会から、この再生可能エネルギーにつきましては、5年間で11回の議会中、延べ19人の議員からの再生可能エネルギー関係の質問を受けております。これはやはり推進する立場での執行部も議会も市としてもこれまで進んでいたわけですので、これは一定、原点に立ち返って見直す必要があるのではないかと考えておりますし、昨年の12月議会で岡本議員から初めて推進をする立場から、規制する方向での質問を受けたところでございます。

本当に先ほども言いました。全国的にもこういう問題が数々起こっておりますので、今、考えているところは、指導要綱については、法的な拘束力というのがありませんので、全国的にも起こり得る、こんなような問題に対しまして、国の規制強化、そして法整備、これも一定は求めていかなければならないと思っておりますし、ご指摘のように独自の条例というのでも検討してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） ありがとうございます。本当に前向きな考えをもっておられるということで、ぜひ、期待をしております。

次の公聴会を開いてはどうかということですが、公聴会とは言いましたが、ちょっと住民との意見交換会というような本当にざくばらんに話ができるような場という意味です。

今回、このような混乱を受け、地元の住民をはじめ、地域の関係者などからも市長や市のほうへもさまざまな意見があがっていると聞いています。

先ほど、市長が答弁いただきました土地基本条例の中にも、第19条なんですけれど、事業者から計画書が提出された場合に、まずは高知県土地基本条例というところ、条例に沿って事務処理が進んでいくと思います。その中の19条のところに、先ほど、市長が言われていた市町村長の意見聴取があります。その後、知事は市町村長から出された意見が適正かつ合理的な根拠を有すると認めるときは、これを尊重するものとするというところがあります。この合理的な根拠のある意味とは、地域の実情に基づく意見などが考えられるということです。

こういったことから、今後、この大岐の開発事業が進んでいくならば、まずこの土地基本条例の中で知事が市町村長の意見を聴取されるということですので、きょうもいっぱい来ていますけど、自分たちの声を聞いてほしいというような市民が大変多いです。そのようなことを受けて、市としても、一度公聴会というか、意見交換会というか、市民の声を聞く場を設けていただければと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この土地基本条例の中でも、やはり先ほど、19条の問題が出てきましたが、市町村長が知事に対して意見を述べれるということですので、やはりこの土佐清水市の民意が反映されるような、そういう意見書を申し述べたいというふうに考えておりますし、必要であれば、そういうふうな地元の皆さんとの意見交換という場も持ちたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解いたしました。

またぜひ、そういうふうな気持ちを持っておられる市民が多く、本当に市民の方はどうなるんだということで、市長に対しても助けを求めていると思います。ですので、できれば早急にそういった場を設けていただければと思います。

この再生可能エネルギー事業については、先に建設されてしまいました、されてしまったというとちょっといかんかもわからん。建設された緑ヶ丘の大規模太陽光発電設備、このような町の姿を見て、本当に市内外の多くの方からも悲しいと。土佐清水から出ている方、ふるさとに帰ってきて、あの姿を見て、何だこれはというふうな声で、何で市民はこれを許したんだというふうな声も多くあがってきております。また、今、計画がわかったんですけど、グリーンハイツの民家に隣接する場所にも、大規模な太陽光発電設備の建設の計画があるようです。そのようなことから、地元の住民から不安の声があがっておりますし、とにかく法的に指導ができるような条例の整備を急いでいただいて、市民の生活を守っていただけるよう、よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時09分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) 日本共産党の前田 晃です。通告に従いまして、3点の質問をいたします。

まず1つ目は、市民の皆さんからいただいた声の中に、サイクリングで地域おこしをという要望がありましたので、その質問をいたします。

健康とエコロジー志向の影響でしょうか、最近是全国的にサイクリングがブームとなっているようです。本市でもロードバイクで走っている人たちの姿をよく見かけるようになりましたし、郡内ではサニーロードをコースの一部に取り入れた四万十・足摺無限大チャレンジライドなどのサイクリングイベントも行われたりしています。

またこの4月には、私も時々見えていますけれども、NHKのBS1のチャリダーをいう自転車の番組で、本市と大月町での自転車ツーリングが放映をされました。そのときの出演者がこの下川口から大津に至るサニーロードを自転車で疾走しながら、海の景色が最高、道もいと興奮気味に話していた姿が印象に残っています。

雄大なこの太平洋をながめながら、快適に走ることができる本市の自然環境は、大いにサイクリングに適しているのではないかと思います。

そこで観光商工課長にお尋ねをいたします。

須崎市では、数年前にエコーロード・スサキサイクリングマラソンというイベントを行っています。これは二酸化炭素削減の取り組みをサイクリングで体感するということを目的にして、須崎市内の観光スポットを自転車で回り、42.195キロメートルを走り切るという中身でした。

須崎の青年会議所が主催をした取り組みのようですが、このようなサイクリングイベントを本市でも考えてみてはどうでしょうか。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

(観光商工課長 岡田敦浩君自席)

○観光商工課長(岡田敦浩君) お答えいたします。

議員ご紹介のとおり、近年の健康志向の高まり、環境意識の向上などから、サイクリングの愛好者がふえてきており、これに合わせて全国各地で創意工夫を凝らしたサイクリングイベントが多数開催されていることは認識しております。

サイクリング愛好者を満足させるコースとして、美しい景色やご当地グルメを楽しめるコー

ス、アップダウンの連続する中山間やハードなロングコース、歴史・文化的な要素を取り入れたコース、またこれらを複合させたコースなど、さまざまなサイクリング愛好者の要求に応えることができる魅力的なコースが求められており、現実としては複数の地域にまたがったサイクリングイベントが集客を高め、主流となっていると認識しております。

また、本市が関係するサイクリングイベントとして、平成24年度より本市を含めた幡多6市町村と四万十町の関係者が実行委員会をつくり、2日間をかけて、まず1日目は四万十市を起点に国道321号を土佐清水市、大月、宿毛と回り、四万十市にゴール、2日目は四万十市から国道56号で黒潮町を経由し、窪川から四万十川沿いにくんだり、西土佐、四万十市にゴールする8の字の形で、最長277キロを走破する四万十・足摺無限大チャレンジライドが実施をされており、本年2月28日に開催をされました第3回大会では、約500人が参加しており、その参加者の内訳を見ますと、8割が県外、9割が幡多地域外となっており、広域的なコース設定によって集客を高めております。

議員のご質問では、市独自で行うということがポイントになろうと思います。そういたしますと、一定の集客を確保し、成果のあるものとするには、イベントのコンセプトやターゲットに市外からの誘客に加え、健康増進と市民参加の位置づけが必要であろうと思います。距離的なことを含め、コースの魅力が最大の課題になろうかと思っております。

以上のことより、観光振興の視点からすると、市内に限ったコース設定は、サイクリストのニーズに適しておらず、集客の効果が上がらないと考えますので、その実施はハードルが高いというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。

集客・観光のためには、もっと広い範囲でというお話じゃないかと思っておりますけれども、私は、清水単独でもなかなか魅力のあるところですので、可能性はあるのではないかなというふうに考えています。

さきのエコーロード・スサキでは、参加費が2,000円で、昼食と須崎市には桑田山温泉という温泉がありますけれども、この温泉の入浴券をつけて、地元の施設をアピールをしております。

本市でいえば、テルメの温泉とか、希少になりました銭湯の入浴券をつけるとか、そういった附属する工夫なんかもしつつ、計画を考えていただいたらというふうに思っています。

それからまた、そういったイベントのほかにもサイクリングコースを紹介する取り組みもや

っていただいたらというふうに思っています。自転車の雑誌と見てみますと、必ずサイクリングコースの紹介があります。四国でいいますと、瀬戸内海のしまなみ海道周辺がサイクリストの聖地というふうに言われているようですけれども、よく紹介をされていますが、近いところでは四万十川に沿って走るコースも時々取り上げられています。そういった本市独自のサイクリングコースを設定して紹介する取り組みもいいのではないかなというふうに思っています。数年前に、自転車人というこれ自転車雑誌があるんですけども、ここに足摺半島の海岸線を一周するサイクリングコースが紹介をされていました。

ほかにも本市には、私の個人的な感想ですけれども、下ノ加江から大川内を通過して、三原へ抜ける、大変静かな木立の中を走るルート、コースもあります。

先ほどお話ししましたサニーロードの海岸線を走り抜ける爽快なコースもあります。ちょっと変わり種で言えば、坂道がありますから、今ノ山や足摺、スカイラインの急坂を登るヒルクライムといいますけれども、そういう登るのを趣味にしている人たちもおりますので、余り一般的ではないですけれども、こういったコースも考えられるかもしれません。

また、本市が取り組んでいますジオパークや、先ほどお話ありましたけれども、史跡などをめぐるといったサイクリングコースが設定できれば、地域おこしにも大いに役立つのではないかなというふうに思っています。

本市にもこのサイクリングを趣味にしている方がたくさんおられるでしょうから、そういった皆さんに協力をお願いすれば、そういったコースの設定はそれほど難しいことではなく、魅力的なコースが幾つも見つけることができるというふうに思います。

観光商工課長にお尋ねします。

今、お話ししたような本市のサイクリングコースを設定して、紹介する取り組みもいいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

本県には、雄大な太平洋に面した海岸線ルートや、全国ブランドの四万十川、足摺岬、アップロードの中山間コースなど、魅力的な資源が多く存在していることから、こうした資源を活用して、県全域にサイクリングコースを設定し、発信することで、国内外からの誘客を図ることを目的に、高知県観光政策課がリードし、県内で30コース程度を設定する取り組みが進められています。

本市といたしましても、議員よりご提言のありました足摺半島やサニーロードの海岸線、今ノ山などの山岳地域など、景色や自然、食などを楽しめるコースを提案する予定でございます。

これにより、県全体をまとめたサイクリングマップの作成や、情報発信、快適に走ることができるコースの環境整備などが、高知県が主になり行われますし、本市といたしましても、ホームページ等を活用し、市内外に向けて紹介していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。

今、伺いましたら、県が各市町村のサイクリングコースを集約しているということですので、非常に時宜にかなった、渡りに船の質問になったかなというふうに思っております。

どうぞサイクリングを趣味にしている市民の皆さんに呼びかけて、コースづくりに取り組んでいただきたいと思います。大変期待をしております。

私のイメージするサイクリングは、決してレースのようなものではなくて、散歩感覚で楽しむそういったサイクリングなんですけれども、このサイクリングイベントや、コースの紹介は、先ほど課長の話もありましたけれども、外に発信する取り組みであると同時に、市民を対象にした取り組みであるとも考えています。

ご承知のように自転車は、長時間継続して運動でき、しかも関節に負担をかけずに下半身の筋力強化もできるので、子どもからお年寄りまで、どの世代でも体力づくりや健康維持に役立ちます。誰もが気軽に楽しめて、健康づくりにつながる自転車を市は市民の皆さんにもっと推奨してもいいのではないかなというふうに考えています。

副市長にお尋ねします。

先ほどの質問と重なるところがあるかもしれませんが、自転車は観光や健康、スポーツ、そして環境問題などを目的に、さまざまな企画に活用できると思います。本市の魅力を外にアピールするとともに、市民にも本市の魅力を再認識してもらえ、自転車を使った企画をいろいろと検討してもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

自転車を使った企画ということでございますけど、先ほど、観光商工課長から答弁がございました平成24年度より幡多6カ市町村等の実行委員会が実施する四万十・足摺無限大チャレンジライドのオプションコースとして、昨年度、今年度の2月ですけれども、初めて足摺半島をめぐるコースが新設されました。その参加者は、246人の参加をもって実施されております。サイクリングイベントを開催するには、交通規制の問題やスタッフ、ボランティア確保の問題

等、多くの課題をクリアしなくてはなりません。ちなみに、昨年度実施しました四万十・足摺無限大チャレンジライドでは、警備員、スタッフ、ボランティア等2日間で延べ200の方が携わって実施されております。イベントを開催するには、さまざまな課題がございますけれど、昨年度初めて開催した足摺半島をめぐるコースは、参加者の方からも評判がよく、引き続き今年度以降も開催できるよう実行委員会には働きかけていきたいと思っております。

また、議員ご提案の市内で健康増進目的でのサイクリングイベントについては、今まで開催したことがございませんので、今後、生涯学習課、それからスクラム、体協等と開催できるか協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 今、足摺半島をめぐるオプションコースというお話がありました。なかなか準備するのは大変ですので、そういったものはレースの準備というのは、かなりバックアップせないかんものが出てくると思いますので、本当に楽しめるような、市内だけで完結するようなそういったものができればなというふうに思っています。

そしたら、最後に市長にお尋ねします。

自転車による取り組みを進める上では、何よりも安全確保のための自転車道の整備が必要になってくると思います。安芸市や四万十市には、十分とは言えませんが、一応、自転車道に位置づけられた道があります。サイクリングイベントやコースづくりの取り組みとともに、本市における自転車道の整備にも力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 本市にご承知のように基幹道路といたしましては、国道321号、それと足摺半島1周、この県道足摺岬公園線、この2つが対象になると思います。

ただ、まだ歩道も整備されていない、そういう状況のところもございますので、この市内で整備を促進する団体というのが期成同盟会、2つございますので、その団体の皆さんともこの自転車道の整備については、ちょっと投げかけてはみたいと思うんですが、何よりも県当局とのご理解、県土木部との協議も必要となっておりますので、どういう形で進めていけるのかも含めて、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 国道・県道というのは県や国の所管になるということでしょうから、

さまざま関係機関とまた調整をしながら、ぜひ、整備を進めていただきたいというふうに思います。

健康と環境に優しい自転車が、今、見直されています。自然に恵まれた本市でのサイクリングの取り組みで、自転車人気はさらに広がって、清水の地域おこしにつながることを期待をいたしまして、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、ビキニ被災者の支援についてです。1954年3月1日、ビキニ環礁でアメリカによる最大級の水爆実験が行われました。そこで被災をしました第五福竜丸については、小学校の教科書にも載せられていまして、広島・長崎に次ぐ3度目の被爆事件として広く知られています。

しかし、ビキニ環礁周辺では、その後も60回を超える核実験が行われていて、第五福竜丸以外にも延べ1,000隻にも及ぶ多くの漁船が被災したこと。そしてその中に本市出身の乗組員が多くいたことは余り知られてはいません。

市長にお尋ねします。

このビキニ被災問題に対して、土佐清水市はこれまでどのようにかかわってきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 前田議員からこの通告をいただきましてから、庁内でもこの問題について協議もさせていただきました。

それによりますと、1987年10月に、土佐清水市独自の調査として、市内の被災船員にアンケート調査を実施し、その時点で死亡42名、生存132名であり、生存者のうち、約3割が健康不調であるという結果となっております。当時としては、市が独自の調査を実施すること自体が画期的なこととのそういう報道で評価を受けたと聞いております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。

実は、この30年前、市長が今、言われたものの1年前やないかと思うんですが、この6月の議会で我が党の仮谷豊子元議員が本市のビキニ被災者の対策について、当時の矢野川市長に質問をしています。仮谷議員はその質問の中で、第五福竜丸以外にも、多くの乗組員が被災をしていたと。それにもかかわらず、日米両政府がビキニ被災事件を漁業補償問題として政治的に決着したこと。そしてその放置された被災乗組員たちの放射能の影響と考えられる死亡事例や健康状態を紹介をしました。当時、ビキニ環礁周辺で操業していた本市の乗組員の健康調査と

実態調査を市に要請をいたしました。

それに対して、当時の矢野川市長は、今、市長がお話してくれましたけれども、市独自の調査を行うことを約束し、その後、自治体で初めての取り組みとして実態調査が行われたということです。その実態調査の内訳は、先ほど市長がお話してくれたとおりだと思います。

県内のビキニ被災者については、高知ビキニ被災船員の会を結成して、健康診断や医療費補助などの国による医療補償を求めてきたようではございますけれども、水爆実験と病気との因果関係の立証がなかなか困難であるということから、被災から60年以上たった今でも、その医療補償等の願いは実現をされないままになっています。

そんな中で、昨年9月、これまで秘密文書として公にされなかったこのビキニ被災にかかわる資料を厚労省が初めて公開し、改めて漁船や乗組員の大規模なビキニ被災の実態が明らかになっています。

この資料を公開させたのは、ビキニ被災者の調査支援活動を続けてきました太平洋核被災支援センター事務局長で、元高校教員の山下正寿さんたちの取り組みによるものではございますけれども、この公開を受けまして、県の健康対策課は、県内の被災船員の健康不安を解消することを目的に、この3月に県として初めての健康相談会を室戸市で開いています。そして、東部地区が室戸だったんですけれども、それに続いて、西部地区でもこの被災者を対象にした、乗組員を対象にした健康相談会を開く予定になっているということです。

健康推進課長にお尋ねします。

県が行う西部地区での健康相談会は、いつ、どこで、どんな目的で、そしてどんな内容で開く予定なのか、わかっているならば教えてください。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

正式な文書による通知は来ておりませんが、高知県健康対策課より県の主催によるビキニ環礁水爆実験の健康影響に関する相談会が11月1日、本市で開催される予定であるとの連絡を受けております。

健康相談会は、ビキニ環礁水爆実験について、厚生労働省で当時の新たな資料が発見されたことから、高知県として被害実態を科学的に検証することを厚生労働省に要望しているとのことであり、また当時の乗組員で健康等の不安を持つ方がいるため、その対応として被爆者医療についての説明と個別相談を行うことにより、健康等の不安解消を図ることを目的として開催されるものです。

内容については、相談会を所管する県健康対策課に確認したところ、当日午前は全体説明と

して、専門家による放射線被曝や被ばく者の健康等についての講演会を行い、午後から講演した専門家、県保健師並びに保健師等健康推進課職員が個別相談を行うこととしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 詳しい内容をありがとうございます。

西部地区の健康相談会は、11月1日に、本市で行われるということです。多分、対象者は清水が最も多かったんだと思うんです。ここが。だから、ここを会場にして西部地区の皆さんに呼びかけるということじゃないかと思います。

この相談会については、県西部地区で初めて県が主催するものですので、会場となる本市は相談会が成功するよう、大いにバックアップをしていただければというふうに思います。

続けて、健康推進課長にお尋ねをいたします。

3月に行われた室戸市の健康相談会には、元乗組員だけでなく、既に死亡した元乗組員の遺族の参加もあったというふうに聞いています。参加者が経済的に困窮している場合も想定をして、遺族や病気治療中の皆さんの生活相談や暮らし相談もあわせてやってもらえればと思います。そういった声も室戸のほうでもあがったという話も聞いてますので、その点を健康推進課長から県のほうへまた伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） 今後、県健康対策課と健康相談会の開催について、具体的な協議を実施するようになると思います。その中で今、お話があった件につきましては、しっかりと県の担当者に伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

ところで、この健康相談会を主催する県の健康対策課ですけれども、私も問い合わせをしてみました。元乗組員の個人情報を全く持ってないというお話でした。ですから、この相談会の対象になる本市の元乗組員の把握は、どうも市が行うことになるのではないかというふうに思います。

農林水産課長にお尋ねします。

先ほどお話がありました30年前の本市の実態調査は、当時の水産課が行ったそうですけれ

ども、どんな方法で乗組員の調査をしたのでしょうか。

それとあわせて、そのときの調査資料が、今はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

28年前の乗組員調査の方法につきましては、調査当時の昭和62年9月定例会で同調査についての質問がなされており、その答弁の議事録によりますと、昭和62年5月6日に、当時の水産課職員が室戸市に出張しまして、室戸遠洋漁船船員組合及び室戸岬遠洋漁船船員組合を訪問し、船員名簿の写しをいただき、その後、ある団体が作成した名簿の写しもいただき、その両名簿をもとに、昭和29年から32年の間に、ビキニ環礁周辺海域に出漁した漁船に乗り組んでいた本市出身者の名簿を作成しております。

その後、名簿をもとに該当する漁船員の追跡確認を行ったとのことであります。

次に、調査資料についてであります。何分、28年前のことでもあり、課員とともに資料を探しましたが、見つけることができませんでした。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） この相談会を清水で何とか成功させることは大事だと私は思っているんですけども、そのためには、元乗組員の把握が必要だと思います。

今、課長がお話をしてくれましたけれども、28年前の資料が残っていれば、それをもとにチェックができますけれども、残っていないとなると、もう一度初めから乗組員の把握をする必要があるのではないのでしょうか。副市長にお尋ねします。健康相談会を周知するためには、対象となる元乗組員を事前に把握することが必要だと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

対象者の把握につきましては、先ほど、農林水産課長が答弁したように、約30年前の資料が現在見つからないことや、県にも関係資料がないことから、現状では対象者の把握はできておりません。

県主催で11月に開催予定されています本市での健康相談会の周知につきましては、広報誌等で周知徹底を図ってまいります。また、県健康対策課では、ビキニ環礁水爆実験の被災者に関連した調査を行っている太平洋核被災支援センターが持つ資料を利用して、当時、ビキニ環

礁周辺で操業していた漁船の乗組員への周知を図ることを検討しているということであり、市といたしましては、県と十分連携し、協力して、元乗組員の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。

先に行われた室戸市では、健康相談会のチラシを広報に挟んだり、漁協へ置くなどして、広報活動を中心に対応したということでした。

全部の乗組員を事前に把握することはしなかったということですが、私は一般的なお知らせだけでは十分に対象者には伝わらないと思います。そのためには、やはり元乗組員を事前に把握すべきだというふうに思います。

そしたら、どういうふうに把握するかということですが、それは先ほど、農林水産課長の答弁にありましたように、前回の取り組みが大変参考になるのではないかなというふうに思っています。1つは、室戸市の船員組合から資料をもらうこと。2つ目は、先ほど別の団体というふうに課長、言いましたけれども、別の団体というのは、あとで聞きましたら、当時、ビキニ被災を調査していた高校生のサークルに幡多ゼミナールというサークルがありました。このことだそうです。これは今、副市長がおっしゃられた山下さんが事務局長をやっておいでる核被災支援センターのことだと思います。そこに資料があります。室戸市に聞くことと、それから幡多ゼミナールの資料をもとに調査する。この2つだろうと思います。そして今回は、それ以外に、マグロ船の乗組員は全員、船員保険に入っていたはずですので、保険事務所もしくは年金事務所への問い合わせをして資料をもらうことも考えてみたらどうかというふうに考えています。

ただ1つ目の室戸市の船員組合については、私も現地に問い合わせましたところ、1つの船員組合は既に解散をしています。もう1つの船員組合は、以前、NHKの取材を受けたときに要請があって資料を探したそうですが、見つからなかったということです。ですから、室戸市の船員組合から資料を得ることは難しいのではないかと思います。

では、副市長にお尋ねします。

保険事務所や年金事務所、あるいはその他の公的機関から本市の元乗組員の資料をもらうということはできないのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

年金事務所等への問い合わせにつきましては、現在、個人情報でございますので、法的に市には調査権がございません。そういうことから問い合わせることは困難であると認識しております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 年金事務所から情報を得るのは、個人情報にかかわるので難しいということのようです。

まだほかに当たる、ほかの公的機関もあるのではないかなというふうに思いますけれども、そうだとすると、あと残っているのは、先ほど紹介しましたある団体の、これは幡多ゼミの資料をもとに調査するしかないのではないかなというふうに思います。

実は、私は手元に30年前前後の幡多ゼミの高校生たちが調査した本市の元乗組員名簿の一部、約60名ですけれども、それがありまして、実はこの間、本市在住の元乗組員の方数名を訪ねて、いろいろお話を聞かせていただきました。

会えた皆さんというのは、大体70歳代の後半から80歳代の方です。60年以上前の話ですので、比較的元気な方が多かったです。皆さんのお話によれば、第五福竜丸と同じ海域で操業していたけれど、水爆実験の知らせが事前にあって、1日、2日早く避難して助かった。そういうお話をしてくれた方がおいでました。

それから、港に入って魚の放射能検査をしたら、測定器がガーガー鳴った。これは放射能汚染、魚が放射能汚染されていたということです。皆さん、そういうお話をしました。しかし、乗組員の放射能検査はしなかった。人の検査はしなかったということです。それから獲った魚は全て海へ捨てた。それからスクールに打たれて仕事をした。風呂なんかは海水のお風呂を毎日使っていたと。これは放射能汚染されている可能性が非常にあります。わずかな漁業補償金をもらったことがあるというそういう話がありました。当時の記憶を本当にたどりながら話をしてくれました。もう既に亡くなった人、まだ元気な人、元同僚の消息なども教えてもらいました。私は訪問して、幡多ゼミの名簿などを利用して、対象者に当たれば、ある程度は芋づる式に、元組合員の把握はできる、乗組員の把握ができるのではないかなということを思いました。

また、話をしてくれた皆さんは、核実験が行われた海域で、実際に操業し、獲った魚も放射能に汚染されていたわけですから、元乗組員全員を被災対象者と見て調査する必要性も感じました。副市長にお尋ねします。大変な労力にはなりますけれども、この幡多ゼミの資料などをもとに、戸別訪問などをして調査することはできないのでしょうか。またその際に、保健師が

同行して、健康調査もあわせて行うということにはできないのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員ご案内の幡多ゼミナールの資料がどういう性格のものではあるかは承知はしておりません。市といたしましては、先ほど答弁いたしましたので、県が太平洋核被災支援センター、これは山下元先生が事務局長をしているということですので、当時、幡多ゼミナールを指導された先生が山下さんというふうに伺っておりますので、その資料を活用することを検討しているというふうに言われておりますので、県と十分連携をとりながら、今後の対応を検討していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） どうぞよろしく申し上げます。県との連携をして調査が進めば、本当にいいことだというふうに思います。

このビキニ環礁周辺で操業し、被災した皆さんは、本市の発展のために体を張って頑張ってくられた方々だと思います。既に被災から60年ほどたっていますので、亡くなった方もおられますし、生存してもかなりの高齢になっています。元乗組員、被災者の皆さんに残された時間は決して多くありません。30年前、28年前のように、ぜひ市の担当課の、それから市役所の職員の皆さんの協力も得ながら、乗組員の調査に取り組んでいただきたいと思っております。

市役所全体で乗組員の調査をお願いしたいというふうに質問を構えていましたけれども、それもまたお答えしていただけますか。ダブるかもしれませんが。副市長、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

県の主催する健康相談会を契機としまして、県と連携、協力して、元乗組員の把握には努めていきたいと考えております。

また、職員がそれぞれの所管する職務で、元組合員の情報を得た場合は、健康推進課に情報を集約するよう、全職員に対して周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

本市で行われる健康相談会は、11月ですので、あとわずか4カ月になっています。一般的

なお知らせだけでは不十分だと思います。

参考までにですが、私の知人に元漁師の方がおいでますが、船員の調査は元漁師と一緒に訪問するとか、元漁師のサークルがあるようですが、そのサークルに委託をしたらそんなに難しいものではないというお話がありました。

元漁師の方やボランティア、市民の力を借りるなど、あらゆる方法で元乗組員の調査ができるよう、また検討もしていただきたいと思います。

本市のビキニ被災者の実態を調査することは、被災者の一番の願いでもある医療補償などの支援を実現する上でも大変重要です。去年の8月、広島大学の放射線専門の教授グループが、放射線を浴びると血液の染色体の異常や歯のエナメル質に痕跡が残るという研究成果を発表しました。これにより、元乗組員の血液や歯を検査することで、ビキニでの被災を立証できる可能性が生まれています。検診の結果によっては、生存している被災者への公的な救済措置の道が開かれるかもしれません。本市で予定されている健康相談会では、放射線にかかわるこの最新の研究成果も、午前中の講演で報告をされるというふうに聞いてもおります。

市長にお尋ねをします。

ビキニ被災者の支援に向けて、市として、先ほど副市長にお願いをしましたが、本市乗組員の調査を行うとともに、船員保険の適用や被爆者援護法的な支援などの公的な救済措置実現のために、県や国や関係機関へ働きかける取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 1954年に太平洋ビキニ環礁で米国が行った水爆実験によるビキニ被ばくについては、国は解決済みという立場にあると聞いております。しかしながら、被ばくしたとされる第5福竜丸以外に、水爆実験に遭遇した日本船や乗組員に関して行った放射能汚染検査の文書が前田議員、ご指摘のように厚生労働省から公開されたことを受けまして、高知県では厚生労働省に対し、ビキニ環礁水爆実験による健康影響の検証を、今行っているところです。

その結果、健康に対して影響が認められるときには、適切な救済措置を実施すべきであるという政策提言も提出しているところであります。

前田議員、おっしゃられるように、これから県と情報を共有し、連携し、この問題に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 市長の前向きな答弁をいただきまして、大変心強く思っています。

もし、このビキニ被災者への公的な取り組みの結果、公的な救済措置が実現できれば、そこで認定された認定基準が、今の福島原発事故による被災者の救済措置へ適用されるというようなことも考えられるわけです。広島と長崎とビキニと、福島はこの放射能による被ばく汚染でつながっているというふうに言えると思います。市長には、県とも連携して、国への被災者支援の要請を特に頑張ってくださいたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

11月に本市で予定されています健康相談会は、ビキニ被災者支援の取り組みの1つであります。健康相談会が大きく成功するよう、あらゆる手立てを尽くして取り組みをしていただきますよう、重ねてお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、土佐食の労働組合結成についてです。

土佐食は、平成5年に第3セクターとして設立をされまして、当初はなかなか厳しい経営状況にあったと聞いていますけれども、その後順調に売り上げを伸ばして、黒字経営を続けています。経営破たんする第3セクターが多い中で、土佐食は変な言い方ですけども、珍しく成功しているケースではないかなというふうに思います。土佐食は、地元でとれたメジカを利用することで、地元の漁業に活力を与えるとともに、地元から200名近い従業員を雇用するなど、本市の産業振興と雇用確保に大変大きく貢献していると思います。

さて、6月8日にこの土佐食で初めての労働組合が誕生しました。市長にお尋ねをいたします。

市は、土佐食の株式のおよそ7割を所有する大株主であり、市長は土佐食の取締役として、使用者の立場にあるわけですがけれども、この土佐食の労働組合の結成について、どのような認識を持っておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 労働組合を組織する権利及び組合活動をする権利については、日本国憲法第28条で勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動する権利はこれを保障すると認められております。労働組合は、労働者が団結して、賃金や労働時間などの労働条件の改善を図るための団体であると認識しておりますので、土佐食において良好な労使関係を築くことは、企業の発展や働く者の労働条件の向上に大切であるというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 組合についての非常に適切な認識、ご見解をいただきました。

全く私も同じ考えを持っております。そのとおりだというふうに思います。

それと、ここ何十年かの間ですけれども、本市では、労働組合がなくなることはありましても、労働組合が生まれたことはなかったのではないのでしょうか。この点からも私は、土佐食の労働組合の結成は、土佐清水市の重大ニュースの1つになるくらいの画期的な出来事ではないかなというふうに思っています。

働く人の生活と権利を守るために、勇気を持って立ち上がった土佐食の皆さんの決断に心から敬意を表したいというふうに思っています。

ところで、土佐食の労働組合結成の前後に、私は土佐食の皆さんから、仕事や労働条件についての話を聞かせてもらいました。そこで出た声を幾つか紹介させていただきたいと思います。

まず、働く場所があるということは、大変ありがたいということを前提にして、とにかく賃金が低いという声がありました。最低賃金すれすれの時給で、1カ月精いっぱい働いても、せいぜい10万円前後の収入しかなく、この収入では結婚も子育てもできず、それが理由で辞めていった人もいるというお話でした。

次に、男女による賃金格差があること。それから昇給の基準が不透明で、上司のお気に入りが早く昇給するといった差別的な取り扱いがあるという声もありました。また、作業用の帽子も長靴も作業服も、全部自前だということ。それから、始業前の時間外勤務に手当が支給されず、サービス労働になっているという声もありました。さらに、上司のパワハラや役員の高額な給料と経営陣の手腕、力量についての不満の声も多く聞かれました。これ以上、細部にわたる具体的な内容につきましては、会社内の問題でもありますし、経営側の立場や言い分もあるでしょうから触れませんが、いろいろな不満や要望が堰を切ったように飛び出してきました。

私は、皆さんの声を聞きながら、こういった不満や要望が積もり積もって、今回の組合結成につながったように思いました。

また、それとともに、土佐食のこれまでの黒字経営が従業員へのしわ寄せによって成り立っているようにも思えて、土佐食の労働環境と経営方針を見直す必要性も強く感じました。

市長にお尋ねをいたします。

市長は、土佐食で働く皆さんの仕事についての声をこれまで何度も聞かれたことがあると思いますが、今、私がお話をしたことも合わせて、どんな感想を持たれたのでしょうか。また、土佐食の従業員の労働環境について、どんな認識をお持ちでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、前田議員からいろんな点でご指摘をいただきました。

これまで労働基準局からの指導を受けながら、労働環境の改善には取り組んできたと聞いて

おるんですが、ただ、こういう声があるということは、やはりそういう声がもとになって、労働組合を結成するに至ったとそういうふうに思いますので、こういった問題点については、やはり労使で誠意をもって解決していただきたいと思ひますし、市としても取締役という立場でありますので、推移を見きわめながら、適切なアドバイスもしていきたいと思ひております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） その方向で、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

労働組合の結成につきましては、決して、市長も言いましたように、経営側と対立するものではありませんし、また、経営者にとってマイナスになることでもありません。皆さん、ご承知のように労働組合ができますと、憲法28条により、組合と労働者は大きく保護をされることとなります。正当な行為であれば、刑事上、民事上の責任は問われません。使用者は組合活動を理由にした不利益な取り扱いは一切できず、正当な理由なく団体交渉を拒否することもできません。

労働者にとっては、使用者と対等な立場で交渉する権利が保障されることで、労働条件の改善が大きく前進することになります。しかし、そのことは、経営者にとっても日常的に組合から入る労働者の声を事業経営に生かすことによって、労働者との信頼関係が高まり、経営の安定と発展につながることとなります。これは先ほど市長がお話したとおりです。実際に、組合のある会社は、一人前の会社として社会的にも評価され、地域からも認められ、信頼されているのが一般的です。その点で言えば、労働組合ができて、土佐食もやっとな一人前の会社になったといえるのではないのでしょうか。

さて、土佐食の組合発足は、実は労使とも1からの出発です。全てが初めてということになります。土佐食の組合と経営陣が良好な関係を築いて、双方とも成長するためには、過去に組合活動を経験し、現在は使用者の立場にある市長の果たす役割は、大変大きいと思ひます。

市長は、組合の必要性を十分に認識をしておられるわけですから、良好な土佐食の労使関係を築くために、大いに条件整備に力を注いでいただきたいと思ひます。

とりわけ、組合結成の当初には、使用者側に労働法や労働者の権利についての理解不足があつて、不当労働行為、例えば、上司が組合に加入しないように指示をしたり、組合員への嫌がらせをしたりすることがよくありますので、その点を十分に配慮して対応していただきたいと思ひます。

この際ですので、労使双方の立場が十分にわかっている市長に、良好な労使関係を築くためのアドバイスをぜひお願ひをしたいと思ひます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 私も労働組合を経験をしておりますし、また、第3セクターの会社では、また使用者側として3年間携わった経験もございます。

前田議員がおっしゃられたとおり、会社と労働組合というのは、お互いの立場や考えの違い、これはまず尊重するということが大事だと思っておりますし、社会的使命、それと責任、社会的使命と責任の自覚のもとで、相互の理解を信頼に基づく健全な労使関係を築くことが最も大切だというふうに思っております。

そのためには、やはり経営状況の報告や職場環境についての意見交換など、労使で積極的に協議の場に立つこと、もつこと、そして労使関係の維持向上にそのことがつながるものというふうに考えております。

○議長(永野裕夫君) 4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) ありがとうございます。

今のお話を経営陣の中で話す機会があれば、またお話をしていただき、従業員の皆さんにお話できる場所があれば、お話していただいたりというふうに思います。

弱い立場にある労働者に団結権や争議権を保障して、使用者と対等な立場で交渉できるようにするのがこの憲法28条の趣旨です。そこでは市長のお話もありましたけれども、職場の問題の全てを労使の協議で決定をする。労使自治の原則が貫かれることとなります。今後、土佐食では、労働条件の改善や経営のあり方において、不十分なところは労使の話し合いの中で解決をしていくことになると思います。

市長が会議初日に述べました土佐食と元気プロジェクトをホールディング化する。第3セクターの再編についても、労働条件の改善につながる問題となりますので、十分に土佐食の組合と協議をし、従業員の声が反映されるよう対応していただきたいというふうに思います。

雇用の確保は大切です。生活を支える賃金も必要です。そしてそれを保障する経営も重要です。組合発足を契機に、土佐食の経営基盤を安定させ、雇用も賃金も保障できる労働環境を労使双方の知恵と力で作って上げていただきたいと思います。とりわけ土佐食の場合は、土佐清水市も出資する準公的な第3セクターの職場でありますので、労働条件や労働環境において、地域のお手本、標準となるよう整備されなければならないと思います。労使自治の原則がしっかりと確立されて、土佐食の経営が今後も順調に安定的に進められ、本市を代表する会社として、さらに拡大発展することを心から願ひまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) この際、午食のため、午後1時20分まで休憩をいたします。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時20分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き一般質問を行います。

3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもこんにちは。清友会の細川博史でございます。

通告に従いまして、4点の質問をさせていただきます。

泥谷市長の折り返しの2年目ですので、公約の進捗状況の質問を考えていましたが、時間の関係で割愛いたしました。

まず初めに、特別養護老人ホームしおさいについてお尋ねいたします。

午前中、2番岡本議員も質問されましたので、重複する点は多々あると思いますが、私としては、高齢化が急速に進んでいる本市にとりまして、この施設はなくてはならない施設であり、重要な問題であると思っております。再度、この点について質問させていただきます。ご理解のほど、よろしくお願いたします。

市長が提案理由説明の冒頭でも触れておりましたが、本年4月、同姓の男女の利用者を取り違え、薬を誤って飲ませるミスが発生いたしました。誤薬事故はあってはならないことです。しかし、過去にも幾度となく発生。昨年度も2件発生しております。

今回、またもや事故が発生しております。この事態に対して、再三マニュアルの徹底を図りながら、今回もマニュアルが守られていなかった。正直申しまして、とても理解し難いことだと感じております。

そこで、今回はまず、施設の基本的なことからお聞きしたいと思っております。

現在の職員体制はどのようになっているのでしょうか。職種別の人数、正規・非正規職員別の人数、また入所者数に対する職員配置基準があると思えます。その基準に対してどのような状況なのか、しおさい園長にお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えいたします。

6月1日現在の職員数は、合計で67名となっております。その内訳は事務所職員に園長以下正職員6名、臨時職員2名の計8名。看護師は正職員4名、臨時職員1名の計5名、介護職員は正職員26名、嘱託職員6名、臨時職員8名、パート職員2名、食事介助パート職員

2名の計44名となっております。

調理師については、正職員5名、嘱託職員1名、臨時職員2名の計8名となっております、そのほかに洗濯場の臨時職員2名で、合計67名となっております。

以上でございます。

あと厚生労働省の設置基準につきまして、今、ご質問がございましたけども入所者3名につき、直接処遇職員が1名以上という基準になっておりまして、直接処遇職員（介護員、看護師）を含めると49名となっておりますので、基準は満たしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 引き続き、施設内の指導教育についてしおさい園長にお伺いいたします。

運営全体を直接的に統制する園長、次長、いわゆる事務局と日々介護業務に当たる介護員等現場職員との間の指導体制、連携体制はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えいたします。

職員の監督指導につきましては、園長である私と補佐、生活指導係長、現場を直接取り仕切っております介護係長が行っております。

しおさいの業務や介護技術の教育につきましては、主に現場の介護係長と2人の総括主任が当たっております、服薬や痰の吸引など、医療的な行為に関しましては、看護師が指導に当たっております。

また、全職員対象の介護技術研修は、外部より講師を招いて年に3回（2回に分けて実質6回）の研修を実施しているほか、県の社会福祉協議会等が主催する外部研修には、できるだけ多くの職員も参加させるよう、予算も計上しておりますし、配慮をしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 続いて、しおさい園長にお伺いいたします。

ほかの自治体にある同様な施設に向いた現地視察研修などは、これまで実施されてきたか。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 職員の現地での研修と申しますか、幡多ブロックといひまして、西部ですけれども、同じ介護施設等で研修する部門ごとの研修がございますけれども、そういうところには派遣をしまして、随時、研修は行っております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 全職員が園外研修に出向くことは不可能だと思います。今までに行われた代表者による研修内容は、どのような内容ですか。また、研修に参加できなかったほかの職員には、どのように周知徹底が図られてきたのか、しおさい園長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 外部での研修というのは、先ほど申し上げましたように、県の社会福祉協議会等が主催する研修会がございます、派遣するようにしております。

これまで、最近では看取りの研修というか、利用者のご家族にとってそういう要望が多かったので、今、うちのほうではまだ整備されておられませんけれども、そういう研修にリーダー的な職員を派遣して研修を行い、それを持って帰って、職員にフィードバックするというか、会合等で報告して、全員の共通の認識にするように努力はいたしております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） ミスを起こした後、再三、再発防止のためにマニュアルをつくり、確認してきたにもかかわらず、今回のたび重なるミスが発生いたしました。率直に何が原因と考えていますか、しおさい園長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 誤薬事故というのが確かに議員のおっしゃるとおり、毎年のように何件か発生しております。一昨年、25年9月議会でも、当時の橋本議員より事故の件数、誤薬事故についての件数を明らかにせよということで、私ども調べましたけれども、誤薬事故に関しては、新聞報道にもございましたように33件、それまでの10年間に、私が25年4月に着任しましてから2年2カ月余りの年月たっておりますけれども、おとし、25年度については4件、昨年、26年度については2件、そして今年また4月5日に1件が発生しております。このように誤薬事故が続いていくというのはどういう原因があるのか、私も最初、お

ととしの橋本議員の質問で調査して件数を見たときに、大変驚きました。これが一般市民の考えであると思うがですけども、私は本当に自分が2年2カ月の間に7件の事故を起こしてしまい、私の指導力のなさに、私自身も本当に反省するところは反省して、この間の過日、総務文教常任委員会で議員のほうから、危機管理の能力不足だと。それで民間では決してあり得ないことだというふうにおしかりを受けましたけれども、私もこれを叱咤激励として議員の気持ちをくみ取って、ある意味、感謝を申し上げた次第です。

この原因については、確かに職員を取り巻く環境面、ハード面、ソフト面を含めまして、いろんな問題があると思うがですけども、私はそれ以上に1人の利用者への職員の思いとか、心とか、そういうものがまだ不足しているのではないか。実際にこういう事故が起こったときに、利用者のことを考えたら、決してあってはならないことやというふうに市長もいつも言ってますけども、私もそう感じております。その点について本当に私は自分の力不足を痛感しておる次第で、事あるごとには、職員にそういう指導をしていく自分の責務というものを痛感いたしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 先ほど言われましたように、やはり間違いは起こるものでございますが、しかし、人の命を守る現場では、1つのミスも許されるはずがありません。絶対あってはならないことでございます。

施設管理者として、今後どのように改善策を図るお考えなのか、しおさい園長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 服薬マニュアルの改善策ということで通告がございましたので、それについて答弁させていただきます。

服薬マニュアル、服薬の業務手順書ですけども、マニュアルについては、実際の業務を現場で見ていただくのが一番わかりやすいのでございますけども、私としては、こういうふうに答弁させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

前回、1月28日の誤配薬事故の後に、利用者様の呼び名確認の回数を2回から3回にふやし、お膳に乗せてある名札を服薬が済んだら回収をするのではなく、名札をお膳の上で倒すことに変更をいたしております。

今回、再度、また4月5日の誤配薬事故を受けまして、以下3点をマニュアルに改善策とし

て新たに追加いたしました。

まず1つ目、服薬介助担当者は服薬介助のみに専念すること。2つ目に服薬介助担当者に焦りが生じないように食事が終わった利用者の服薬が終了するまで、膳を下げたり、利用者を移動させたりしないこと。3つ目に、利用者様の服薬が終了したかどうかをわかりやすくするために、名札に服薬の有無を示す、3色、朝昼晩の3色のテープを貼るとともに、服薬の終了後、名札を倒した後にもう一度チェックができるように名札の裏面にも氏名を貼ること。この3点を今度新たにマニュアルに追加したところでございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 入所者のために運営方法を見直さないといけないと思いますが、少し見方を変えれば、公営だから今の状態のままであるとも見えます。

しおさい園長、民営と公営では、どのような違いがあり、課題があるとお考えでしょうか。今回のミスは、公営だから起こったものではないでしょうか。お答えください。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 午前中の市長の答弁でもありましたように、私は、民営、公営という区別は私の中ではしておりません。私たちが目の前にいる入所者のことを一番に考えるべきであると思うし、自分たちが確かに公務員として高い給料をもらいながら、市民からも批判を受けながら、毎日仕事をしておりますけども、私も2年2カ月前に着任したときに、中の様子、それこそ職員の仕事ぶりを見て、もう大変な仕事であるというふうに私はそのときわかりました。私事ですけども、一昨年12月に母親をがんで亡くして、2カ月間ぐらい自宅のほうで介護いたしておりましたけども、それ以上に介護現場、100人のご利用者、認知症も進んでいる方もたくさんおりますし、心を寄せて、自分らも介護をせんといかんがですけども、その内面的なものが自分たちに足りないのじゃないか、公営・民営という区別は確かにございますけども、私たち職員にとっては、どこで働こうと、同じ気持ちでみんなが動くように一致団結してやるのが、私に課せられた使命、責務のように感じております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） それでは、市長にお伺いいたします。

提案理由説明の中で、毎年基金の取り崩しを余儀なくされている状況も鑑み、経営管理運営

形態については、民間委託や指定管理を含め、入所者のための組織へと生まれ変わるために、抜本的な改革を断行しなければならないと決意したと言われました。

並々ならぬ決意だと思えます。今後、どのように抜本的な改革実現に向けて取り組まれていくのかをお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） しおさい園長から、本当にノー原稿で生の声がきょうは聞けたと思います。

傍聴席にも職員の方がきょうは午前中から、この議会のしおさいの問題に対することについても傍聴に来ておりますが、市民の声とそれから自分たちの既得権をただ守る、そういう立場の違いを乗り越えるところまで来ているんです。そういう意味で、午前中の岡本議員の質問でもお答えいたしました。しおさいの現状、本当に細かく専門家にも入っていただきまして分析をした上で、検討委員会の答申、また行革の答申を私は尊重して、これからの民営化を含めた指定管理にかかわるロードマップ、これを作成しておりますので、可及的速やかにこれを改革に向けて取り組んでいかなければならないという改めて決意を申し上げます。

ただ、実際にこの職員の方がまだおりますので、この職員の方の処遇、それから今後のことでもありますので、ここは職員団体の皆さんとも慎重に検討してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 市長の熱い思いはよくわかりました。

入所者の皆さん、そしてご家族の皆さんが、これからも安心して生活が送れるよう、ぜひきょうから、今からの改革をお願いいたしまして、しおさいに関する質問を終わります。

続きまして、竜串地域再開発についてお尋ねいたします。

6月25日の高知新聞の報道により、皆様ご承知とは思いますが、足摺海洋館改修の基本計画案がまとまったとのことであります。まず、基本計画案の概要について、観光商工課長にお尋ねいたします。立地場所、施設規模、事業費の概算額、入館総定数、完成予定時期、展示内容の特徴、施設の特徴などについてご答弁をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

基本計画案の概要でございますが、新施設の立地場所につきましては、現施設の南西側の国

有地約5,000㎡を取得し、敷地を拡張した上で新築する計画となります。

本施設は、現施設の西側に位置し、やや浜寄りとなります。用地購入費約4,000万円はかさみますが、現施設を残したまま新築することで、休館期間が現在地に建てかえる場合の約29カ月から約4カ月に短縮されます。施設の規模でございますが、2階建ての延べ床面積3,000から3,500㎡となっております。事業費は、現施設の解体費用を含め27億2,000万円から31億4,000万円、用地購入費は別途でございます。を想定しておるということでございます。

入館者数につきましては、2000年以降にリニューアルオープンした国内の水族館のデータによりますと、オープン5年後に安定期となります経営運営収支のバランスを検証する上で、安定期に10万人の入館者を獲得するためには、初年度16万人の集客が必要と予想されます。

完成予定につきましては、設計期間に約22カ月、新築工事に約23カ月を想定しており、平成32年7月ごろのオープンとなっております。

展示内容や施設の特徴につきましては、訪れてくれた方をスムーズに誘導できるように、入館の流れとして陸の自然を紹介するところからスタートし、川を下りながら竜串湾に導き、サンゴや黒潮の海を体験した後に目の前の海へとつながる流れとしております。

メインの大水槽、現状380tでございますが、よりはやや大き目の400から500tを想定しておりまして、そこには竜串湾のサンゴと藻場、そこに生息する多様な生物を展示、そこに委員より本市特産の清水サバや宗田節の原魚となりますソウダガツオを展示する提案も出されました。そのほか、タッチングプールなどの体験学習ゾーンの設置等が示されております。

階段や廊下などの供用部分に無駄を少なく、効率的な建物とするため、2階建ての計画としており、海につながるデッキテラスや屋上展望デッキを設けるなど、目の前の海との調和と一体感を高めるための工夫がなされております。

以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 小川議員より議事進行の発言がございましたので、発言を許します。

○7番(小川豊治君) 今、一般質問ということでやり取りをしておりますけれども、ちょっとお願いなんですけれども、今回の質問については、一問一答方式という形式でやっておると思います。導入したとき、随分と議論をした上でこういうふうな形をとったわけですが、ちょっとお聞きをしてみますと、多問一答方式になっておるのではないかなと思うわけですが、ただ、その中で、2点ほどの質問がありましたけれども、それやったら、聞いた範囲では許容範囲かなというふうな受けとめ方をしておりましたけれども、先ほどのように数問に対して、ちょっと一問一答にはなじまないかなというふうな感じを受けるがですよ。そこら含

めて、議長のほうで、ぜひ、議事整理をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） ただ今の議員の発言に対しまして、内容を精査をいたしたいと思しますので、暫時休憩をいたします。

午後 1時44分 休 憩

午後 1時46分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 次に、海洋館と竜串地域のほかの観光施設との連携についてお尋ねいたします。

竜串地域には、海底館、レスト竜串、海のギャラリー、グラスボート等の観光施設が存在します。

海洋館リニューアルによる当初入館者数はかなりふえるものと考えられます。当分の間は従来の入館者をかなり上回る観光客の皆様が訪れると想定できます。

その観光客の皆様をいかにほかの観光施設に導くことができるのか、そのことが大きな課題ではないかと思えます。そのことが地域経済の活性化につながるものと考えます。

完成までには、かなりの時間があると思えます。ほかの観光施設との連携、地域経済活性化に対する現時点での具体的な施策について、観光商工課長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 岡田敦浩君自席）

○観光商工課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

竜串エリアには、議員申されましたように、足摺海洋館のほか、海底館、グラスボート、海のギャラリーなどの観光施設や海をテーマとした体験プログラムが集中しており、海を楽しむのには十分な観光スポットであります。

議員ご質問のとおり、このたびの足摺海洋館の改修は、単なる施設のリニューアルだけではなく、竜串エリア全体のリニューアルと捉えるべきであり、周辺の施設や体験プログラムと連携し、どう波及させていくかが重要であります。そのためには、いかに竜串エリアでの滞在時間の延長につなげるかであり、具体的な施策の検討は先になります。例えば、地域の魅力を集約し、発信するエントランス機能や、ボランティアガイドの充実、安全で快適な遊歩道の整備にバリアフリー化、外国人観光客への多言語対応、周遊プランの造成など、ソフト・ハードの課題に取り組まなければならないと考えております。

ビジターセンターやジオパーク認定への取り組みと連動させ、相乗効果をもたらし、竜串エリアの発展とともに足摺岬の活性化につなげることができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 次に、市長にお尋ねいたします。

ジオパーク認定に向けた取り組み、国立公園ビジターセンターの設立、爪白キャンプ場の再整備など、竜串地域の開発がめじろ押しであります。

現有の観光施設、さらに先ほど述べましたが、今後、整備される施設を含め、地域全体のイメージをどのように描かれているのか、竜串地域全体の活性化ビジョンをお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 基本的には、今、観光商工課長が竜串エリアの連携の方法とか、振興に向けての具体的な方法については答弁がございました。

私としましては、今、建てかえを予定している今の水族館の位置、つまりレスト竜串を含めた西エリアとそれから旧来の東エリア、海のギャラリーのほうのサイドです。この西のエリアと東のエリアをどう一体感をもたせるか、これが1つの課題だと思っております。ですから、今後、現有地で海洋館は建設するわけですが、今後、ビジターセンター、それからジオセンター、こういうものをどういうふうに配置して、そしてまた遊歩道の整備とか、東のエリアと西のエリアとどういった一体感をもたせて竜串エリア全体の活性化につなげるか、これが1つのポイントになるのではないかというふうに思っております。

ただ、竜串だけの活性化とは考えておりません。これがやはり土佐清水市全体の観光の振興、もっと言えば、高知県の観光の起爆剤になるというふうに竜串エリアの再開発については、尾崎知事と歩調を合わせて取り組みたいというふうに思っております。

それと、もう1点心配になるのが、このオープンの時期です。ただ今、32年7月、これは東京オリンピックの開会の前ですので、やはりもう1年ぐらいは前倒しをしていただいて、31年ぐらいのせめてオープンになるように、県当局と、またどこが設計をとるかわからないんですが、そういう全体のタイムスケジュールをもっと縮小できないか、そういうことも検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、市長が言いましたように、今回の竜串地域再開発は、竜串地域の再生はもとより、足摺岬観光や本市観光振興の起爆剤になるものと大きく期待するものでございます。

観光産業を戦略産業と位置づけられている市長にとって、この再開発は産業振興策の大きな柱と考えますが、海洋館の改修をはじめとするそれぞれの開発計画により、地域経済に対する波及効果、地域住民の生活をいかに向上させようと考えられているのか、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 済みません。この質問ちょっと見逃してました。

即興で済みません。これはやはり経済波及効果というのは、我々が昭和45年から50年まで、昭和45年、小学校6年のときにあのバブルといいますか、下川口から竜串まで車が数珠つなぎになった、そういう一番いいときの栄えた竜串のにぎわいを、我々は体験をしている年代でありますので、そのにぎわいをもう1回、竜串再開発によって取り戻したいと。それによって数字では、今、はっきりどれくらいの経済効果があるのかということは申し上げられませんが、目に見えないと言いますか、物すごい経済効果も生まれてくると思っておりますので、この取り組みを強めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） ぜひともこの海洋館を成功させて、また観光産業が栄えるようにお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

今月6月の広報の表紙に、きらら清水保育園落成記念式典での園児の様子が出ていました。子どもたちも新しい園舎で大喜びだと思います。津波浸水の危険を回避できる高台への移転は、保護者の皆さんはもとより、私たち市民にとっても喜ばしいことだと思います。

それでは、質問に入ります。

現在の保育園の現状について、福祉事務所長にお尋ねいたします。

将来的には少子化などで園児数は減少していくと考えられます。平成22年度から現在の各保育園の園児数、保育士の人数は、また平成30年度はどのような予想状況となっておりますか、福祉事務所長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

現在、市立保育園は下ノ加江、足摺岬、きらら清水、三崎、下川口の5保育園で、平成27年4月1日現在の児童数、職員数と平成22年4月1日現在との比較は次のようになります。

下ノ加江保育園、児童数が29人、平成22年度が29人、プラスマイナス0でございます。職員数が9人で、平成22年度が7人でプラス2人でございます。

足摺岬保育園、現児童数が10人、平成22年度が13人でマイナス3人、職員数が4人で、平成22年度が5人ですので、マイナス1人。

きらら清水保育園ですが、現在157人の児童数で、平成22年度が220人、マイナス63人、これは旧3保育園の合計の値であります。それから職員数が31人で平成22年度が43人となっております、マイナス12人。

三崎保育園が現児童数が32人、平成22年度が51人で、マイナス19人、職員数が9人で平成22年度が11人でマイナス2人。

下川口保育園が現児童数が12人、平成22年度が18人でマイナス6人、職員数が4人で、平成22年度が5人、マイナス1人。

合計で、現児童数が240人、平成22年度が331人でマイナス91人、職員数が57人で、平成22年度が71人ですので、マイナス14人となっております。

平成30年度の予想園児数といたしましては、平成27年度から20人減の220人と想定しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 保護者は園児を抱え、地震や津波に対して大変心配しております。津波被害が起こると予想される保育園の保護者は、今の場所より高台に移転できないか、できるならしてほしいとの声も聞かれます。保護者としては、当然の考えだと思います。そこで、将来、必ず起こると言われている南海地震発生時に、津波の被害を免れる保育園、被害が予想される保育園はどこですか。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

きらら清水保育園と足摺岬保育園が標高53mと44mにございますので、津波の心配はありません。下ノ加江、三崎、下川口保育園は、標高11m、6.1m、4mにございますので、

南海地震の津波での浸水地域に入っております。

市の津波ハザードマップによる予想浸水高は、下ノ加江保育園が3 mから5 m、三崎保育園と下川口保育園が10 mから15 mの浸水予想となっております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） それでは、被害の恐れのある保育園の高台移転は考えていますか。福祉事務所長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

今のところ、津波被害を想定した高台移転ということは考えておりません。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 現在、少子高齢化が言われています。冒頭の説明でも、保育園児の減少は明らかでございます。そこで、福祉事務所長にお伺いいたします。

将来、各保育園を統合する、例えば下川口保育園と三崎保育園を1つにする。さらに清水保育園と足摺岬保育園を1つにするといったような考えはありますか。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

保育園の統合につきましては、今のところ計画はございませんが、園児の数が10人を大幅に下回るような事態になれば、そういった統合も考える必要が出てくる場合も想定されますが、今のところ、そういう計画はございません。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 各保育園では、将来起こる南海地震に備えて、避難訓練を積極的に行っていると思います。保育園園長をはじめ、保育士の方々も保護者から預かった大切な園児たちを守ろうと大変な苦勞をされています。

そこで、福祉事務所長にお尋ねいたします。

各保育園の避難訓練の現状を、福祉事務所が把握している範囲で結構でございますので、お聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

○福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

各保育園の避難訓練につきましては、各園でいろいろな場面、地震・津波・火災などを想定して、毎月1回以上実施しております。津波で浸水が予想される保育園の避難場所まで実際に避難する訓練の回数といたしましては、昨年度で下ノ加江保育園が7回、三崎保育園が7回、下川口保育園が9回実施しました。この中には散歩途中で地震が発生し、最寄りの避難場所へ避難するという訓練も入っております。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番(細川博史君) 先ほど、福祉事務所長が答弁で述べられましたが、被害が予想される保育園の高台移転は望めない。現在は統合も考えていない。そうしますと、高台移転ができない保育園としては、いかに園児たちを高い場所に避難誘導するかを考えないといけないと思います。

高知大学の岡村教授もおっしゃっています。山へ山へ、いかに早く高いところに逃げるかが自分の命、ひいては人の命を助けることができるかと言われていたと思います。

そこで、危機管理課長にお尋ねいたします。

現在、各保育園から高台への避難道の状況はどのように整備されているのかをお尋ねいたします。

○議長(永野裕夫君) 危機管理課長。

(危機管理課長 横畠浩治君自席)

○危機管理課長(横畠浩治君) 市内5つの保育園付近の避難道の整備状況についてお答えいたします。

まず、下ノ加江保育園については、保育園の横を通過して、裏山への避難道を整備しております。

また近隣の小方地区の避難道を現在整備しているところです。

次に、三崎保育園については、昨年度整備した市民センター裏山への避難道と、地区で整備した天満宮から上への避難道を利用して避難してもらうということになると思います。

その他、近隣の避難道として、来年度2カ所、整備する予定としております。

続いて、下川口保育園の避難道については、横吹峠に続く既存の道を利用した避難が主になると思いますが、園外保育等の場合には、今年度整備した天満宮への避難道や、下川口浦の春日神社への避難道を利用した避難も可能です。

新設されたきさら清水保育園と足摺岬保育園については、津波浸水予測域からは外れており、大規模地震等の際には、保育園自体を避難所として活用することとしております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 避難場所へ無事避難誘導できたとしても、若い園児たちばかりで、園長はじめ保育士の方々の苦労も大変ではないかと危惧しております。

避難訓練では、ある程度の食料や医薬品、日用品など、日ごろからの準備はできていると思います。しかし、いつどこで災害に遭うかわかりません。仮に何も持たずに避難場所に逃げてきた場合、避難場所に何もなければ大変困ると予想されます。そこで、危機管理課長にお尋ねいたします。

高台の避難場所に前もって備蓄品が確保されていれば、安心と思います。ただ、保育園単独での備蓄確保は難しいと推察されます。各地区及び保育園での備蓄品の確保状況をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横島浩治君自席）

○危機管理課長（横島浩治君） お答えいたします。

備蓄については、各地区に1基ずつ整備中の防災倉庫に消防本部で備蓄している食料を今年度から配分していくこととしております。

そのほかにも、簡易トイレ、毛布、ラジオ付き懐中電灯を配布することとしております。

また、現在、備蓄計画を作成中ですが、その中で地域の防災拠点施設に家庭や地域での備蓄を補完するという観点から、粉ミルクや哺乳瓶、おむつといった乳幼児にも配慮した備蓄品も取り入れるよう検討しております。

保育園独自の備蓄としましては、三崎保育園では、避難場所である天満宮に園児の衣類やおむつを、また下川口保育園では横吹峠にある建設会社の倉庫を借りて、衣類等を備蓄しているとのことです。

そのほかの保育園についても、園内に衣類等を備蓄しているとお聞きしております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 最後に、福祉事務所長にお伺いいたします。

保育園と地域の連携はどのようにされていますか。避難場所から保護者への連絡方法はどのように考えていますか。各家庭と保育園との連絡網の整備は図られているのかをお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

通常時の保育園からの電話連絡等につきましては、連絡網をつくって保護者の1人に連絡すると、順次、保護者が次の人に連絡して、組の全員に連絡できるような体制をつくっておりますが、南海地震等による大災害の場合は、携帯電話の集中と規制で、電話がつながりにくくなるため、保護者への連絡等は災害用伝言ダイヤルを利用する予定でございます。その旨、保護者にも周知しております。

また、Web171のような災害用伝言板は、文字・音声・画像が登録でき、携帯電話やスマホからでもインターネット接続でつながりやすく、文字や画像で見て安全が確認できますので、今後はそのようなものが利用できるようにする必要があると考えております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 保育園における避難対策につきましては、福祉事務所長、危機管理課長に伺ってまいりました。自力では避難できない、まだ幼い園児です。市長が言われている子どもは宝、である子どもの命を守るためにも、安心・安全な環境整備に取り組んでいただけるようお願いいたしまして、保育園に関する質問を終わります。

住民基本条例についてお伺いいたします。

6月議会初日における市長の提案理由説明で、市長就任2年目となり、任期の折り返しになりました。泥谷市長としては、5つの基本政策、8つの重点課題、そして32項目にもわたる政策公約の取り組み状況が延べられております。

その公約の1つである住民基本条例の制定について質問いたします。

まず、企画財政課長にお尋ねいたします。

そもそも住民基本条例とは一体どのようなものでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

答弁に入る前に、まずこの条例の名称につきまして、今後、策定委員会等でのご議論も踏まえまして、正式な名称がつけられるまで、住民基本条例（仮称）とさせていただきますので、ご了承お願いいたします。

さて、議員ご質問の住民基本条例（仮称）とはどのようなものなのかにつきまして答弁いたします。

市政への市民参加をどのような形で保障し、まちづくりを誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明文化するとともに、それを条例の形にしたものを言います。例えば、既にこの条例が制定されている自治体では、市長、行政、それぞれの役割と責任や、市政推進のためのさまざまな計画を策定する委員会などへの市民参加、市政の重大な課題に対する市民の意向を問う住民投票などについて定められております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） ありがとうございます。

市民参加のルールなどを明確に位置づけ、それぞれの立場における役割や権利をうたっていることはよくわかりました。

同じく企画財政課長にお尋ねいたします。

今、なぜ、このタイミングで住民基本条例（仮称）を制定するのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

平成12年4月に施行されました地方分権一括法により、国と地方の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に転換され、また、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねることを基本とされました。

これにより、さまざまな権限が国から地方に移譲されることとなり、地方自治体の自主性や自立性を高めていくことが強く求められてきております。

一方で、過疎・少子高齢化などにより、課題がふえる中、市の財源や人員には限りがあることから、市民の全ての要求に対する対応が困難な状況となっております。

ただ、地域には自治会組織やボランティア活動など、さまざまな市民活動が行われるようになり、市民みずからがまちづくりの担い手となりつつあります。

さらに、昨年成立したまち・ひと・しごと創生法では、人口減少による負の連鎖を断ち切るための取り組みに位置づけた地方版総合戦略を市民をはじめとするさまざまな立場の方々による議論を経て、策定することとされており、市民参加がこれまで以上に求められている状況にあります。

そこで、市民参加のルールや市長と行政の役割と責務、市民の権利と責務などを明確にした条例の制定を地方創生の取り組みとあわせ、推進していくことといたしました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

国や県等と歩調を合わせて、市民を巻き込んだ地方創生のためのさまざまな取り組みと一体的に市民参加の条例もつくっていかうというわけでございますね。

次に、5月から市内15カ所で開催された住民基本条例（仮称）と地方創生に関する住民座談会について、企画財政課長に質問いたします。

私も、各地区で開催された住民座談会に何回か出席しまして、いろいろなご意見を拝聴させていただいたところでございます。市民の皆様からどのような内容の質問やご意見が出されたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

住民基本条例（仮称）の制定並びに地方創生の取り組みについて、5月8日から6月16日まで、市内15カ所で住民座談会を開催し、延べ285名の方にご参加をいただきました。

今回の住民座談会は、二巡することとしておりまして、一巡目は条例や地方創生に関する説明に重点を置いて開催をいたしました。

今回の市民の皆様からいただいたご意見といたしましては、住民基本条例（仮称）と地方自治法との関係、住民基本条例（仮称）と議会基本条例との関係、市民参加と議員活動などについてご質問やご意見をいただき、それに対する現時点における市としての考え方などを説明させていただいたところであります。

二巡目では、今回いただきましたご意見なども踏まえた市としての考えを改めてご説明しますとともに、条例の試案をお示ししながら、さらに議論を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

市民の中には、住民基本条例（仮称）というのを初めて聞いた方々も多く、なかなか意見や質問も出しづらいところもあるかと思っておりますので、二巡目の座談会でも、丁寧な説明をよろしくお願いいたします。

最後に市長にお尋ねいたします。

市民の皆様との約束である公約を、着実に実行されているようですが、この住民基本条例（仮称）の制定にも並々ならぬ決意を感じております。

改めてこの条例制定に向けた意気込みとこの条例を活用し、どのようなまちづくりを目指すのかをお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 5つの基本施策の1つである絆は力、市民と市役所の絆を深め、市民の声を市政に生かし、活気あふれるまちづくりを推進することを目標といたしまして、市民と市役所の絆を深めるための重要な柱として、この住民基本条例（仮称）の制定を掲げているところでございます。

この条例を皆様のご協力もいただきながら制定することにより、絵に描いた餅とするのではなく、さまざまな行政計画などの策定に市民の声を反映させ、検討過程の情報提供を積極的に行い、さらに市民の声をいただいた上で、実際の施策推進のために活用することが今、求められていると感じております。

この条例を運用しながら、今後の市政運営をより透明性の高いものにしていくことにより、市民とともに歩む市役所、市政を目指し、全力で土佐清水市の活性化に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

住民基本条例（仮称）の制定については、議会基本条例との関連もあろうかと思っておりますので、検討経過なども議会へ報告をしていただくことをお願いいたしまして、住民基本条例についての質問を終わり、全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明7月1日は午前10時に再開をいたします。お疲れさまでございました。

午後 2時18分 延 会